

UPR第4回日本審査に対する対応:受け入れない(Not Accept)

テーマ	番号	内容	政府見解	勧告した国
死刑 勧告数17 32カ国	158_2	自由権規約の第二選択議定書を批准し、死刑廃止を目指した死刑モラトリアムの確立すること	死刑執行モラトリアムについて、法務省としては司法の判断を尊重しつつ法に則って慎重に決定されるべきと考える。 日本の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである(パラグラフ140)。 *死刑容認の世論を鑑みると、死刑を廃止することもモラトリアムを導入することも不適切であるとしている。	フランス、リトアニア、チリ
	158_3	ただちに死刑モラトリアムを公式に実施すること。死刑廃止を目指し自由権規約の第二選択議定書を批准すること。		ドイツ
	158_93	死刑モラトリアムの実施を据えた、極刑犯罪を削減すること。		キプロス
	158_96	すべての死刑判決を禁固刑に減刑し、死刑執行の正式なモラトリアムを導入することから死刑廃止を始める。		アイルランド
	158_98	死刑廃止を視野に入れた死刑モラトリアムについて検討すること。		ウルグアイ、イタリア
	158_4	死刑廃止を目指し自由権規約の第二選択議定書を批准すること。		アルゼンチン
	158_5	死刑廃止を目指し自由権規約の第二選択議定書を批准すること。		スウェーデン
	158_6	死刑廃止を目指し自由権規約の第二選択議定書を批准すること。		ルクセンブルク、マルタ、パナマ、スロベニア、スペイン
	158_92	死刑を廃止すること。		ウズベキスタン
	158_94	死刑を廃止すること。		アンゴラ
	158_95	死刑を廃止すること。		アイスランド、パラグアイ
	158_99	死刑を廃止し代替措置を導入を検討すること。		カザフスタン
	158_102	死刑廃止に向けた政策見直しを開始する。		ポーランド
	158_97	死刑を廃止すること。		東ティモール
158_100	死刑廃止に向けた死刑モラトリアムを検討すること。	フィジー		
158_101	死刑廃止に向けた死刑モラトリアムを導入すること。死刑モラトリアムを導入し死刑廃止に向けた議論を行うと同時に被害者およびその家族への支援を行うこと。/死刑廃止に向けて死刑モラトリアムを導入し、死刑に対して強制上訴制度を導入すること。	死刑執行モラトリアムについて、法務省としては司法の判断を尊重しつつ法に則って慎重に決定されるべきと考える。死刑に対して強制上訴制度については158.103への回答を参照。	ノルウェー、スロバキア、ポルトガル、エストニア、フィンランド、ニュージーランド、スペイン、イギリス、オーストラリア	
158_111	自由権規約6条、第7条、第14条に従い、死刑の秘密執行を停止し、公正な裁判を受ける権利を保障する。	死刑の執行方法について変更を要する状況にない。	スイス	
性的搾取・人身売買 勧告数2 2カ国	158_120	女性および少女への性的搾取を含む人身売買をなくすための包括的法整備を行うこと。	日本の立場は政府報告で述べたとおりである(パラグラフ50)。またTIPプロトコルに定義されているように、人身取引に該当する行為はすべて犯罪化されている。	ナイジェリア
	158_133	性的搾取および国内の強制失踪などの人身売買を含む社会悪のあらゆる実践をなくすこと。	なし	北朝鮮
包括的性教育 勧告数2 2カ国	158_157	学習指導要領を見直し、すべての年齢の児童生徒に対して科学にもとづいた包括的性教育を行うこと。	日本では生徒の発達段階に応じて様々な視点からの性教育がすでに学習指導要領に沿って提供されている。一般的な用語としての包括的性教育およびUNESCOガイドラインで提唱されている包括的性教育について、日本政府はいずれも受け入れない。	コスタリカ
	158_158	国際基準に沿った包括的性教育を学校内外で実施すること。		アイスランド
リプロダクティブ・ヘルス・ライツ 勧告数3 3カ国	158_147	包括的な法整備および政策改革を通して、中絶や避妊薬を含む性と生殖に関わるヘルスケアに対して安全で時宜にかなない、購入可能な価格帯によるアクセスを確保すること。	個々の倫理観、道徳観に深く関わるイシューとして認識。母体保護法のありかたについては議論を深める必要性を認識。中絶の非犯罪化については158.209への回答を参照。	ノルウェー
	158_209	ジェンダー平等のために法律を見直すこと。刑法212条から214条の廃止、および母体保護法14条の改正によって中絶を非犯罪化し、普遍的なヘルスケアとして捉え、配偶者同意要件をなくすこと。	中絶の非犯罪化および一様に非処罰とすることは、胎児も生きているものとして保護される必要があり、胎児の命を尊重しないことは人権を尊重しないことにもなりうるもので慎重な検討を要する。他は158.147への回答を参照。	メキシコ
	158_211	刑法において中絶を犯罪から除くこと、および配偶者の同意なく安全かつ合法的に中絶が受けられるよう母体保護法を改正すること。	母体保護法は国会で法制化されたものであり、改訂するには国会での議論をふまえた適切な行動が必要である。158.209への回答も参照。	ニュージーランド
性的マイノリティの人権 勧告数2 2カ国	158_269	性的指向および性自認に関わらず人権を促進し保障するよう、特にGID特例法の見直しを通じた法整備を行うこと。	GID特例法の見直しは慎重な検討を要する。	ウルグアイ
	158_278	トランスジェンダーの法的性別変更プロセスにおける強制的な不妊措置を撤廃すること。	撤廃には慎重を要す	アイスランド
戦後補償・歴史修正主義 勧告数3 2カ国	158_44	第二次世界大戦前および戦時中に日本が犯した性的奴隷制や強制労働などの人道に対する罪について、痛切な反省、誠実な謝罪、法的賠償を通じて国家責任を問うための具体的な措置をとること。	日本の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである(パラグラフ151と152)。	北朝鮮
	158_45	侵略の歴史に正面から向き合い、反省し、過去に残された問題を適切に処理し、被害者に賠償を行うこと。	*「慰安婦」問題については2015年日韓合意で韓国政府とは解決済みであり、他国の被害女性に対しても、1995年のアジア女性基金をもって償っているという立場を示している。また、戦前・戦中の朝鮮半島出身の労働者についてはILOの定義における強制労働にはあたらないとしている。	中国
	158_116	過去の人道に対する罪に対して政治的言説およびソーシャルメディアにおける美化・歪曲をやること。		北朝鮮
その他 7勧告 7カ国	158_223	DV,婚姻間のレイプ、近親相姦を明示的に罰する条文を通じて女性に対する暴力に十分に対処するよう刑法を改正すること	DVと夫婦間レイプは刑法上の犯罪である。近親相姦を処罰する条文はないものの、18歳未満者に対する監護者による性交(sexual intercourse)を含む特定の性的行為については刑法で裁かれる。	ベルギー
	158_24	無国籍者の地位に関する条約(1954)および無国籍の削減に関する条約(1961)を批准すること	日本の社会状況的に照らして、政策の幅広い範囲について慎重な検討を要する。 *158.23の無国籍者の地位に関する条約(1954)の批准については「フォローアップすることに同意」している。	トーゴ
	158_91	「高校無償化」措置、授業料支援基金プログラム、その他の補助金支給を朝鮮学校に差別なく適用し、平等な待遇を確保するための措置を講じる。	なし	北朝鮮
	158_110	司法行政、特に被疑者を最長23日間も起訴を伴わずに拘束できる代用監獄制度の利用について見直す。	日本の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりであり(パラグラフ78、154)、日本は容疑者の拘留決定は裁判所の厳しい審査を経ており、裁判前の拘留帰還も短く、被疑者の人権を守るために努力している。	イギリス
	158_113	宗教団体への強制的な寄付の慣行を根絶するため、立法措置を含む措置を講じること。	宗教法人に対する寄付のみを規制することはできないが、法人等による寄付の不当な勧誘を規制する法律(不当寄付勧誘防止法)が既に存在する。	ロシア
	158_114	公共放送に対して政府に内容を制限する権限を与える放送法4条を廃止しない改定すること。	日本の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである(パラグラフ79)。 *報道を含む表現の自由は憲法で保障されているとしている。	アメリカ
158_165	国連憲章に反しSDGsの達成を妨げる、さまざまな属性の人々の社会的・経済的権利を書する一方的な強制措置の適用を控えること。	日本政府は国連憲章に反するような一方的な強制措置の適用をしていない。	ベラルーシ	